

野田聯合會共濟規約

第一條 會員が傷病又は疾病の爲一ヶ月以上休業したる場合は見舞として金五圓を贈與す

第二條 會員が死亡したる場合は香料として金五圓を贈與す

第三條 会员が一般公務の爲二週間以上無償にて服役する時は金五圓を贈與す

第四條 會員が入營及除隊の際は本部(支部)より一名會津恭次等に贈與す

第五條 會員若妻の爲送贋する時は金五圓を贈與す

第六條 會員にして不可抗力による災害を蒙りたる場合は見舞として金五圓を贈與す

第七條 會員の家族にして負傷し若しくは病氣の爲死亡したる場合は香料として金五圓を贈與す

第八條 會員が病氣又は負傷の爲め事業不能にして家政困難と見止められたる時受梓幹部

(工場或組合)は本部(支部)に共濟法を申請す。

第九條 但本部(支部)より役員を派遣し精勤なる調査後幹部會又は幹事會の議決を経て

一社會員より二錢以上十錢以下の特別共濟金の寄附を募集し共濟する

第十條 但右は一般兵役を含む

第十一條 二、會員が現役中本部(支部)業務に従事する時は金五圓を贈與す

第十二條 一、會員入營中は會長(支部長)適當に贈與す

第十三條 但右は一般兵役を含む

第十四條 但右は一般兵役を含む

第十五條 但右は一般兵役を含む

第十六條 但右は一般兵役を含む

第十七條 但右は一般兵役を含む

第十八條 但右は一般兵役を含む

第十九條 但右は一般兵役を含む

第二十條 但右は一般兵役を含む

第二十一條 但右は一般兵役を含む

第二十二條 但右は一般兵役を含む

第二十三條 但右は一般兵役を含む

第二十四條 但右は一般兵役を含む

日本勞動野田聯合會

總同盟野田聯合會